

農地をムダなく活かす!

農地中間管理事業

よくある質問

Q&A

Q1 どのような農地でも公社は借りてくれるのですか?

A 再生不能な遊休農地など、利用が著しく困難な農地等は、お断りする場合もあります。

Q2 相続登記をしていませんが、借りてくれますか?

A 法定相続人の持分の50%を超える同意があれば、借りることができます。
なお、50%以下でも、20年を超えない期間であれば、農業委員会の手続きを経て借りることができます。

Q3 契約期間が満了すれば、必ず農地が戻ってくるのですか?また、期間の延長は可能ですか?

A 期間満了後は、何らの手続きをすることなく、必ず農地は出し手に戻ります。再度、農地を貸したい場合には、更新もできます。

Q4 賃料は、誰がどうやって決めるのですか?
賃料を変更したい場合には、どうすればよいのですか?

A 賃料は、近傍の相場等を勘案の上、公社が当事者と協議し、決定します。また、変更は農地の出し手、受け手、公社の3者が合意すれば可能です。

- 貸借期間は、原則10年以上ですが、個別の状況により短い期間でも貸借できます。
- 手数料は、賃料の1%となります

Q5 貸し付けた農地の形状を勝手に変えられる心配はありませんか?

A 出し手の了承を得ずに、公社や受け手が農地の形状を変えることはありません。

Q6 貸付期間の途中で農地を返して欲しい場合は、どうすればよいのですか?

A 期間の途中で解約したい場合は、農地の出し手、受け手、公社の3者が合意すれば解約できます。

Q7 農地を借りたが、病気等止むを得ない事情で農業を継続できない場合には、どうすればよいのですか?

A 公社が止むを得ないと判断した場合は、期間の途中で解約できます。この場合、公社は出し手との契約を維持したままで次の受け手を探しますので(2年間を限度)、直ちに出し手に農地が返還されることはありません。



さらに
使いやすくなつた
ポイント

- 事務手続きが簡素化・期間短縮されました
- 受け手の「利用状況報告」の義務付けが廃止されました

公益社団法人 岩手県農業公社
岩手県農地中間管理機構

専用ダイヤル 019-601-8236
受付時間／平日 9:00~17:00
TEL 019-651-2181 FAX 019-623-9396
または、農地のある市町村の農政担当課・農業委員会まで。

岩手県農業公社が農地のマッチングをお手伝い!



農地を貸したい “出し手”

- 農業をやめたい
- あとつぎがない
- 農地を貸したい

借受



岩手県農業公社
(農地中間管理機構)

貸付



農地を借りたい “受け手”

- 規模を拡大したい
- 農地をまとめたい
- 農業を始めたい



こんなにメリットがあります

- 契約期間満了後は、確実に農地が戻ります
- 賃料は、決まった期日に受け取れます
- 公社が借りた農地は、公社と関係機関が一丸となって受け手を探します
- 要件を満たせば、固定資産税が減免されます
- 要件を満たせば、「機構集積協力金」が交付されます



こんなにメリットがあります

- まとまりのある農地を借りることで、効率的経営が可能となります
- 賃料の支払先を公社に一本化できるので、支払事務が楽になります
- 要件を満たせば、「地域集積協力金」が交付されます
(使い途は地域の協議で決定します)
- 農地の区画拡大や暗渠排水等に向けた有利な事業の活用が可能となります



事業を利用した人の声

はじめは農地を取られるのではないかと心配したが、受け手が使っている姿を見ると、貸して良かつたと今では思っている
(洋野町・Aさん)



万が一のことがあったとき、子や孫にも権利関係をきちんと伝えられることで安心している
(葛巻町・Mさん)



遠方に住んでいるので、地元の受け手も分からず困っていたが、公社が間に入ってくれたおかげで、農地を荒らさず使ってもらえることになり助かった
(大阪府・Sさん)



だから安心!
知事指定の機関



事業を利用した人の声

受け手



500名を超える貸し手への賃料支払いを一本化できたおかげで、支払事務の軽減、振込手数料の削減につながった
(一関市・N経営体)



今後の農地の在り方を見直す話し合いができ、受け手間での利用調整や、地域全体の賃料統一につながった
(二戸市・K経営体)



公社に相談したことにより、当初の借入予定農地(7ha)に加え、自己の経営農地の間にある農地(4ha)を借り入れ、一団の農地を形成することができた
(一戸町・T経営体)